

【新型コロナ関連】融資条件変更手数料の免除について

令和2年5月13日

お客さま各位

真岡信用組合

「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けたお客さまに対する 融資条件変更手数料の免除について

当組合では、新型コロナウイルスの感染拡大により直接的・間接的に影響を受けた法人・個人事業主・個人のお客さまに対して、下記のとおり「融資条件変更手数料」を免除することといたしました。

記

1. 対象となるお客さま

新型コロナウイルスの感染拡大により、直接的・間接的な影響を受けた法人・個人事業主・個人のお客さま

2. 免除手数料

「融資条件変更手数料」 1件 5,500円

3. 実施期間

令和2年5月15日（金）～令和2年9月30日（水）申込受付分まで

以上